

### 1．政策及び15年度重点施策等

<b>政 策</b>	証券決済システムの改革
<b>15年度 重点施策</b>	株式振替制度に関する法令の整備
<b>参考指標</b>	株式振替制度の利用状況

### 2．政策の目標等

<b>法定任務</b>	円滑な金融等
<b>基本目標</b>	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
<b>重点目標</b>	金融インフラがIT化等に対応したものとなっていること

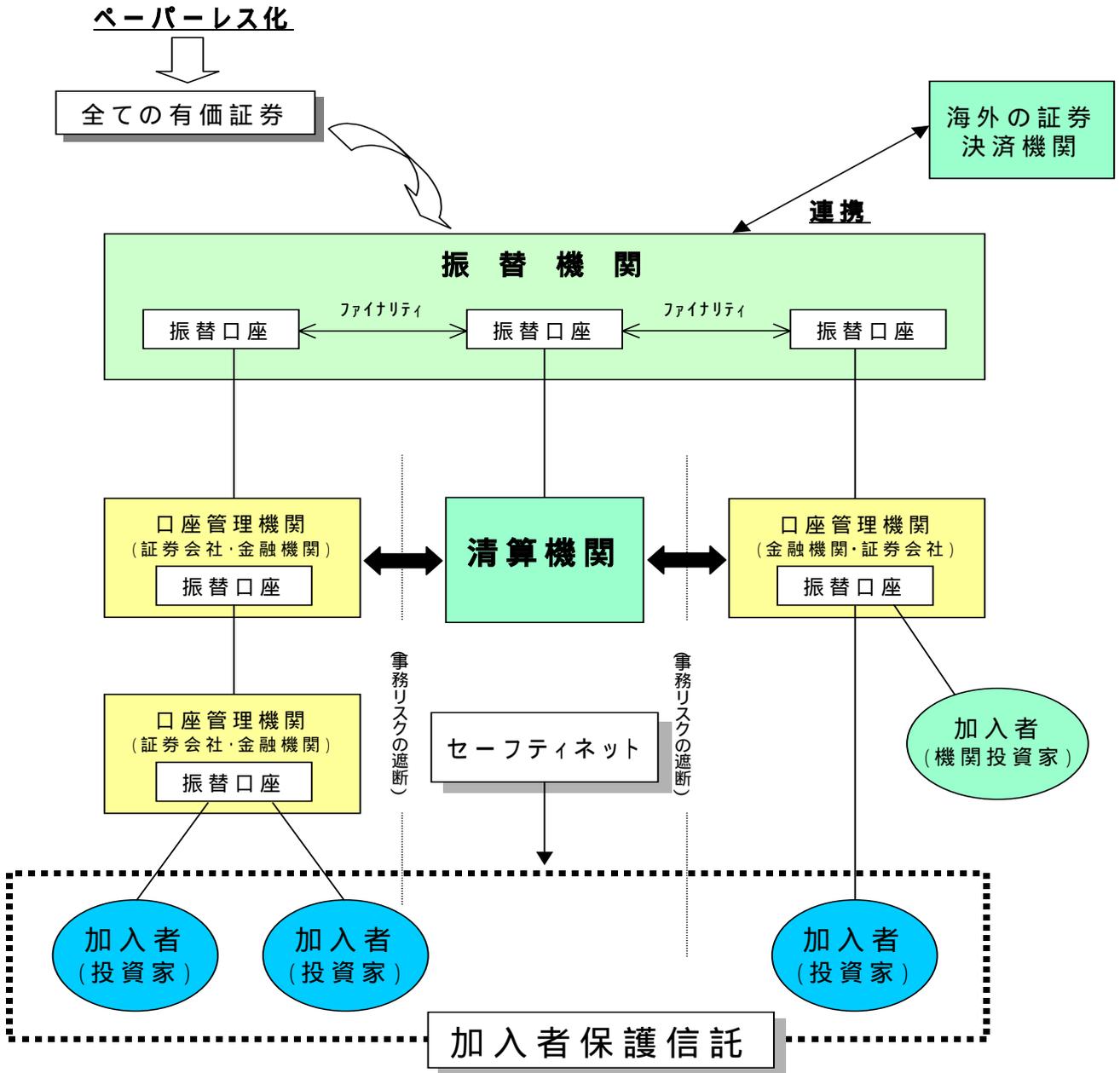
### 3．政策の内容

証券決済システムの改革については、平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、我が国の証券決済システムを抜本的に改革し、その安全性・効率性を向上させることが必要との認識のもと、「統一的な証券決済法制や無券面化を可能とする法制等の整備を図るため、金融行政当局においては、立法化に必要な検討を早急に進めるべきである」と施策の必要性についての指摘がなされています。

また、同審議会の証券決済システム改革ワーキンググループの報告書「21世紀に向けた証券決済改革について」において「統一的な証券決済法制の整備については、先に述べたとおり、既存の制度からの円滑な移行に配慮しつつ、関連する諸制度との関係を整理しながら、可能な方式・有価証券から法制整備を行っていくことが適当であると考えられる」と施策の進め方について提言が行われています。

これらを受け、金融庁においては、証券決済システムの改革を図る法制整備を行っていくこととしており、今年度においても引き続き所要の法制整備に取り組むこととしました。

【資料1 目指すべき証券決済システム】



## **4．現状分析及び外部要因**

証券決済システムは証券市場の国際競争力を左右する制度的基盤であり、証券取引のグローバル化の下で、この証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが重要です。

上記重要性を勘案し、金融庁は、平成 15 年度までに以下のことを実施しました。

まず、法務省をはじめとする関係省庁や市場関係者とともに証券決済システムの改革に取り組み、13 年 6 月には「短期社債等の振替に関する法律」(新規立法)及び「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律」(ともに法務省と共管)によりコマーシャルペーパー(CP)<sup>1</sup>のペーパーレス化及びCPに係る振替制度の創設と、保管振替機関を株式会社形態に変更する法整備を行いました。

さらに、これらの法整備に留まることなく、包括的な証券決済法制の対象拡大など証券市場の一層の整備に向けた検討を継続し、14 年 6 月には「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(法務省・財務省と共管)により、券面を必要としない統一的な証券決済法制の対象をCPから社債、国債等へ拡大した社債等振替制度の整備や、安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能とする清算機関制度の創設など、決済の迅速化・確実化をはじめとする証券市場の整備のための所要の法整備を行いました。それとともに、政省令の整備及び関連税制の整備を実現したほか、実務面においても必要な対応を行うなど、新しい証券決済制度の円滑な実施を図るため、所要の整備等を行ったところです。

## **5．事務運営についての報告及び評価**

### (1) 事務運営についての報告

金融庁は、証券市場の構造改革の一環として平成 14 年 8 月に策定した「証券市場の改革促進プログラム」において「証券決済システムの整備」を掲げ、具体的施策として、「株式を含めた統一的な証券決済制度の完成及び有価証券の無券面化の早期実現を図る」ことを目標として掲げました。これを踏まえ、平成 15 年事務年度は、以下の施策を実施しました。

平成 14 年 6 月の「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」による法整備に引き続き、株式を含めた全ての有価証券についての統一的証券決済法制の完成に向けて、法制審議会における検討結果を踏まえ、

---

\*1コマーシャルペーパー(CP)とは、企業が公開市場で割引形式で発行する無担保の約束手形のこと

ア．現行の「株式等の保管及び振替に関する法律」に基づく株券保管振替制度に代わる新たな株式の振替制度として、社債や国債等と同様の安全で効率的な振替制度を整備し、  
イ．会社が定款で株券を発行しない旨の定めをすることができるものとする株券不発行制度の整備を図り、  
ウ．投資法人が発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利について新たに振替制度の対象に加える  
など、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための所要の改正を行う「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」(法務省・財務省と共管)を16年3月5日に国会に提出しました。  
同法案は16年6月2日に可決・成立し、同年6月9日に公布されたところです。

実務面において新しい証券決済制度に基づいた清算機関が稼動するにあたり、清算機関への免許の付与等、所要の事務を行いました。

## (2) 評価

平成15事務年度は、上記の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、株式を含めた全ての有価証券についての統一的証券決済法制が完成し、証券決済システムの改革が大きく前進しました。

また、民間においても、ほふりクリアリング(証券保管振替機構の一般振替<sup>2</sup>に係る清算機関)の稼動開始(平成16年5月17日)日本銀行における新制度に基づく国債振替決済制度への移行(15年1月27日稼動開始。稼動開始後は全て新制度に基づいて国債が発行されている。また、稼動開始までに発行されていた国債についても99%以上が新制度へ移行済)、証券保管振替機構における新制度に基づくペーパーレスCP(短期社債)の振替制度の利用拡大(15年3月31日稼動開始)といった実務面での対応がなされるなど、新制度に基づく清算機関の立ち上げや振替制度の利用拡大により、現行システムから新しいシステムへのスムーズな移行が行われてきています。

以上のことから、着実に証券決済システム改革の成果が上がっているものと考えられます。

---

\*2一般振替とは、証券保管振替機構に預託された有価証券に関する口座振替のうち、取引所有価証券市場取引及び店頭売買有価証券市場取引の決済に係る口座振替を除いたものをいう。

## **6．今後の課題**

証券市場の国際競争力の維持・向上のために、今後も引き続き現行のシステムから新しいシステムへの移行に向けた取組みを進める必要があります。

具体的には、その制度的基盤である株式を含めた全ての有価証券についての統一的証券決済法制の完成に向けて、上記「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な実施を図るため、関係政省令の整備を行う必要があります。

また、政府における法制整備とあわせて、幅広い市場関係者が結集し、決済期間の短縮化及び市場慣行、事務処理フロー等の見直しについて検討を行い、主体的かつ積極的に改革を推進していくことが不可欠です。

## **7．当該政策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組み（「証券市場の改革促進プログラム」等を踏まえ、統一的証券決済法制の完成に向けて、法令面の整備や新制度へのスムーズな移行を促す施策）を進めていく必要があります。

## **8．学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、証券決済システム改革に関する法制度の実施状況及び実務面での進展状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 規定の整備及び実施状況
- ・ 整備を行った法令に基づく証券決済制度の稼動状況

## **10．担当部局**

総務企画局市場課